第4節 二次災害防止活動

災害発生後の余震又は大雨による浸水、土砂災害及び建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。

【各項の業務実施時期の目安】

			業務実施時期の目安				
		発災後~ 3時間	3 時間~ 24 時間	24 時間 ~3 日	3日~ 7日	7日~ 1か月	1 か月~
1	公共土木施設等の応急措置						
2 土砂災害対策							
3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定							
4 その他危険物施設等の応急措置							
(参照)マニュアル編 第3章第4節 二次災害防止活動							

1 公共土木	1 公共土木施設等の応急措置				
担当部	土木部、救援衛生部				
実施内容	被災した公共土木施設(道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設特に避難施設等)の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。				
主な連携先	県(県管理施設の応急対策)、生駒建設業協会(協定に基づく応援)				

2 土砂災害	2 土砂災害対策		
担当部	土木部		
実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方 整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩 壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措		
	置を実施し、その内容を市民に周知する。		
主な連携先	県(応援調整)、TEC-FORCE(専門家の派遣)		

3 被災建築	3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定			
担当部 土木部				
実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。			
主な連携先	県 (応援調整)			

※応急危険度判定士が不足するなど、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

4 その他危険物施設等の応急措置			
担当部	消防部		
実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。		
主な連携先	施設管理者(応急措置)、生駒警察署		

第3節 防災訓練の実施

	大規模地震や風水害による被害を想定し、総合防災訓練をはじめ、災害図上
現状	訓練、地域実働防災訓練、災害時徒歩帰宅訓練等、様々な訓練を実施してい
	る。
	効果的な防災対策を推進していくためには、各主体単独による訓練だけでな
	く、多数の主体が参加・連携した訓練の実施を通じて相互補完性を高めてい
課題	く必要がある。
	また特に、複数の地域(自治会)の市民が地震災害時に利用を予定する避難
	施設について、その開放・開設・運営に関する訓練を推進する必要がある。
	防災関係機関と連携して、女性や災害時要援護者の参画を含め、多くの市民
±±±€L	の参加を得た訓練を実施する。
基本方針	また、多様な防災訓練を計画的かつ体系的に実施し、組織的に災害対応能力
	の向上が図られるよう努める。

1 総合防災訓練

総務部、消防本部

市は、災害時に迅速・的確に活動できる態勢を確立するため、市民(自主防災会等)、国、県、消防、警察、自衛隊、学校、医療関係者、ライフライン事業者、建設事業者、通信事業者、ボランティア等が参加する総合防災訓練を実施する。

なお、訓練は、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められる内容や市民が主体的に 参加できる内容を盛込むなど、実践的な訓練となるよう努める。

また、訓練後には評価を行い、必要に応じて体制等の改善に努める。

2 避難施設ごとの訓練

自主防災会、総務部

自主防災会及び市は、避難施設、特に地震災害時に複数の地域(自治会)の市民が使用を予定する指定避難施設の開放・開設・運営について、地域の自治会と連携し、関係する全自主防災会・自治会、市の避難所自動参集職員・避難所担当職員、施設管理者等が参加する実践的訓練の実施に努める。

3 その他の個別訓練

各部

市は、適宜、効果的な時期を選定し、消防訓練、水防訓練、避難訓練、災害救助訓練、非常参集訓練、災害対応図上訓練等の個別訓練の実施に努める。

なお、各訓練は、地震、水害、土砂災害、火災等、災害の種別ごとに、テーマを明確にした 実践的な内容となるよう努める。

4 防災関係機関や企業等の訓練

防災関係機関、企業等

防災関係機関や企業等は、自ら従業員等が参加する防災訓練を積極的に行うとともに、市や 県が実施する防災総合訓練や地域が実施する防災訓練に積極的に参加、協力を行う。

5 自主防災会の訓練

自主防災会

自主防災会は、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。

なお、各訓練は、女性、災害時要援護者を含む多くの市民が参加できるよう配慮する。

6 訓練への参加

市民

市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。

第3節 防災拠点の整備

	防災拠点として、災害対策本部は市役所、地域防災拠点は総合公園体育館及 び消防署北分署、地区防災拠点は各中学校と定めるとともに、受入拠点とし
現状	て、山麓公園、ふれあいセンター、生駒北スポーツセンター等の施設を定め
	ている。また、文教施設を中心に避難所に指定している。
	東日本大震災の教訓から、災害対策本部等の防災拠点には耐震化等による安
課題	全性の確保や代替施設の確保、非常用電源設備等の整備や燃料備蓄等による
	自立性の強化が求められている。
	災害時において、防災活動の拠点となる施設等を市の防災拠点と位置づけ、
基本方針	防災機能の充実を図る。また、防災拠点を道路や情報通信網で結び、より災
	害に強いまちづくりを推進する。

- → 資料集 2-1-2 指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所
- → 資料集 5-1-1 防災拠点、受入拠点一覧

1 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の指定・整備 │ 総務部

市は、適切な建物を指定緊急避難場所や指定避難所として指定し、市民に周知する。また、市内で行われる様々な防災活動の中心となりうる施設及び場所を防災拠点として位置づけるとともに、自衛隊や県等からの応援を受入れるときに、応援活動の拠点となる施設及び場所を受入拠点として位置づけ、それぞれの防災拠点や受入拠点を道路や情報通信網によりネットワーク化することで、災害に強いまちづくりを推進する。

2 指定緊急避難場所、指定避難所、防災拠点、受入拠点の機能強化 総務部

市は、指定緊急避難場所や指定避難所、防災拠点、受入拠点に関する建物等の耐震化・不燃化等を図り、設備、備品等の転倒・落下防止対策を講じるなど安全性を確保するとともに、 備蓄品、資機材等を整備し、機能強化を図る。

また、それぞれの代替施設の選定など各機能のバックアップ対策を講じるとともに、非常用電源の整備や機器類の充実等、災害対応機能の強化を図る。

■防災拠点

種別	設置場所	役割と機能
《《字》卷十如	生駒市役所	市の災害への 対応方針・対処措置の意思決定を行う機能や各種情報の
災害対策本部	(代替:消防本部)	収集・共有、伝達を行う機能を担う。
		県が設置する広域防災拠点から派遣された要員や緊急物資の受入拠点
	総合公園体育館	であり、市域の消防、救援、救助、復旧等の活動拠点や要員・資材の
地域防災拠点		集積、さらには物資の備蓄・保管場所としての役割を担う。
地域的火拠点	消防署北分署	北部地域の消防救急活動の拠点であるとともに、防災拠点として平常
		時は地域自治会や自主防災会等の防災研修の場、災害時には北部地域
		で起きた災害に対する現地災害対策本部的機能を担う。
地区防災拠点	各中学校	地区防災拠点は中学校を単位として、災害時には、地域の情報や救護
地区的火拠点		の活動拠点としての役割を担う。

■受入拠点

種別	自衛隊	県・市町村	緊急消防援助隊	災害ボランティア
活動拠点	市全域	庁舎 地区防災拠点等	消防本部庁舎 生駒小学校運動場 総合公園グラウンド	市社会福祉協議会 <u>北コミュニティーセンター</u> (市災害ボランティアセンター)
連絡事務所 宿舎等	庁舎内 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター	消防本部庁舎 山麓公園 生駒北スポーツセンター	ふれあいセンター等

				防災計画における「自治会」「自主防災会」に関する記載一覧(令和4年3月) 別紙C-④
則				2 自助、共助、公助の役割分担による防災施策の推進 (1) <mark>自治会</mark> 及び <mark>自主防災会</mark> の強化を推進し、地域の防災力を高める。 □ <mark>自主防災会</mark> の結成促進・活性化(以下略)
Ι—	第 1	第2節 の育成		現状: <u>自主防災会は、共助の精神に基づき、災害発生に備え防災に関する知識・技術等の普及・啓発に努めるとともに、</u> 災害時において被害の防止・軽減に努める活動を行うことを目的として、自治会毎、あるいは複数の自治会が共同で構成 する組織である。令和4年4月1日現在、市内127 <mark>自治会</mark> のうち123の自治会で106の自主防災会が結成されている。
				基本方針:コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への 取組みについ て啓発し、自主防災会の育成に努める。また、自主防災会の運営や活動には、女性をはじめあらゆる立場の人々が積極的 に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。
災害予防計画	防災力の育成			3 自主防災会の防災活動 自主防災会は、市及び自治会と十分協議の上、自らの規約、防災計画(活動計画)を定め、訓練の開催等を通じ、住 民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。また、活動にあたっては自治会と密接な連 携を保持するとともに、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、(中略)の参画を推進する。 5 地域への貢献(市民) 市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。
		第3節防災訓	i 練の実施	 1 総合防災訓練 市は災害時に迅速・的確に活動できる態勢を確立するため市民(自主防災会・自治会等)、(中略)等が参加する総合防災訓練を実施する 4 自主防災会の訓練(自主防災会) 自主防災会は自治会と密接に連携しつつ、市の支援を得て、避難訓練、避難所開設・運営訓練、安否確認訓練、情報収集・伝達訓練等の市民参加型訓練の実施に努める。(以下略) 5 訓練への参加 市民は、市や自主防災会等が企画する訓練に積極的に参加する。
			i 災害対策用 の整備	基本方針:(略)また、応急対策の迅速性を確保するため、 <mark>自治会</mark> や <mark>自主防災会</mark> 等のコミュニティ単位で災害対策用資機 材を整備する。 3 コミュニティ単位の災害対策用資機材の整備 災害発生時の応急対策の迅速性を確保する目的から、 <mark>自治会</mark> や <mark>自主防災会</mark> 等のコミュニティ単位で災害対策用資機材 を整備、拡充することに努める。 <mark>自主防災会</mark> は、地域に応じた災害対策用資機材を計画的に共同備蓄することに努める。
			j 災害時要援 安全確保	基本方針:(略)市民や <mark>自治会・自主防災会</mark> と協力しながら災害時要援護者の支援体制を整備するなど。災害時要援護者 の安全確保に努める。
	政	第2章 行 第4節 災 政の防災体 害対策用資 制の整備 機材の整備		<mark>自主防災会</mark> における災害対策用資機材の整備を促進するため、自主防災会活動補助金を交付している。 (1章4節に同じ:略)
	第	3章 別の災	事 第2節 土	3 土砂災害の警戒避難体制の整備(総務部・建設部) (略)また、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な <mark>自主防災会</mark> の育成を推進し、土砂 災害に対する自衛意識の醸成に努める。
第 3		制 1 i	第1節 風水害 配備態勢	5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖(警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、 <u>自治会・自主防災会</u>) 指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場合は、 <u>自治会・</u> 自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。
部 災害応急対策		 	第2節 地震災害配備態 勢	5 緊急避難場所の開放・運営・閉鎖(警戒本部避難所班、教育部、施設管理者、自主防災会・自治会等) (略)職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会・自治会等が、施設の安全 を確認したのち緊急避難場所を開放し、避難者を受入れる。(中略)指定緊急避難場所以外の施設に住民が避難した場 合は、自治会・自主防災会等と連携し併せてその状況も把握する。 6 地区連絡所の開設・運営・閉鎖(教育部、避難所参集職員、自主防災会・自治会等) (略)管内を対象に自主防災会・自治会等の協力を得て、被害情報(生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の 概数)の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。
計画	イ	応 2 の章 コ	第1節 情報収 集・整理・伝達	4 市民への情報発信・広報 避難等に必要となる緊急情報は、臨時的に、防災行政MCA無線、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への 緊急放送依頼、広報車、市ホームページ、SNS、 <mark>自治会・自主防災会</mark> 組織を通じた連絡等により、発信する。 また、市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要となる被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等は、定期的に、 報道機関や市登録制メール、広報車、 <mark>自治会・自主防災会</mark> 組織を通じた連絡、広報紙、インターネットホームページ、 SNS等の利用により、発信する。 主な連携先: <mark>自治会</mark> (情報の伝達)、報道機関(緊急放送等)
		の章 対 策命	第1節 避難行 動	 2 避難情報の発令 主な連携先:消防団(情報伝達等)、自治会・自主防災会(情報伝達等)、県(避難情報の発令の助言) 2 避難誘導 消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。主な連携先:消防団(避難誘導等)、自主防災会(避難誘導等)、生駒警察署
		りる	第2節 消火・ 救助・救急、水 防活動	1 消火・救助・救急活動 (略) <mark>自主防災会</mark> や企業等の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに消防本部、生駒警察署等に通報す るとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。
		た4	第1節 避難生 活支援	1 避難所の開設・運営・閉鎖(担当:教育部)主な連携先:施設管理者(避難所開設・運営への協力)、自治会・自主防災会(避難所運営)、ボランティア
			第3節 災害時要援護者支援	1 情報伝達・避難誘導・安否確認 主な連携先: <mark>自治会・自主防災会</mark> (安否確認等への協力)、(以下略)
		を!	第4節 行方不 明者の捜索及び 遺体の火葬等	1 行方不明者の捜索安否確認を行い、行方不明者がいる場合は、生駒警察署等関係機関の協力を得て、早急の捜索を行う。主な連携先:生駒警察署(行方不明者の捜索)、自衛隊(捜索への協力)、自治会・自主防災会(情報の提供等)